

会議報告



日本公認会計士協会 常務理事
国際監査・保証基準審議会メンバー

すみだ さやか
住田 清芽

国際監査・保証基準審議会テクニカル・アドバイザー

かい さちこ
甲斐 幸子

国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (第77回会議)

国際監査・保証基準審議会 (IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board) の第77回会議が、2016年6月21日から24日までニューヨークで開催された。

日本からは、日本公認会計士協会より住田清芽(ボードメンバー)、甲斐幸子(テクニカル・アドバイザー)が、金融庁より園田修氏及び簀戸峻氏がオブザーバーとして参加した。以下、会議の概要を報告する。

1 最終基準の承認—違法行為への対応 (ISA250等)

IAASBは、2015年7月に、公開草案「IAASBが策定する国際基準の改訂の提案：違法行為への対応」を公表している(コメント期限：2015年10月。以下「IAASBの公開草案」という。)。IAASBの公開草案は、国際会計士倫理基準審議会(IESBA)が2015年5月に公表した再公開草案「違法行為への対応」(以下「IESBAの再公開草案」という。)を受けて、IESBA倫理規程とIAASB基準(特に、ISA250「財務諸表監査における法令の検討」)の整合性を維持するために限定的な修正を行うことを目的としたものである。今回の会議では、寄せられた

コメント及び前回までの議論を踏まえ、改訂基準の最終化に向けた審議が行われた。今回の会議において議論された主な点は、以下のとおりである。

(1) 規制当局等に対する違法行為の報告の責任

規制当局等に対する違法行為の報告責任に関する要求事項及び関連する適用指針の記述について議論された。議論の結果、要求事項において、監査人は、違法行為を識別した又はその疑いがある場合、法令又は職業倫理に関する規定が、①監査人に規制当局等に報告することを求めているか、又は、②監査人が規制当局等に報告することが適切な場合があることについて規定しているかを判断しなければならない旨を記載し、関連する適用指針において、以下の状況ごとに説明を設けることになった。

- 法令又は職業倫理に関する規定において、報告することが監査人に求められている場合
- 監査人が、関連する職業倫理に関する規定(例えば、IESBA倫理規程)に従って、報告することが適切な対応であると判断する場合
- 法令又は関連する職業倫理に関する規則によって、報告する権利が監査

人に与えられている場合

(2) 監査調書

IAASBの公開草案では、文書化に関する規定には変更が提案されていなかった。しかしながら、IESBAの再公開草案には、文書化に関する要求事項が含まれており、ISAにもそれを反映させるべき等のコメントがあった。そこで、タスクフォースから、IESBA倫理規程(案)¹により整合する形で、ISA250の要求事項を変更することが提案された。これに対し、メンバーからは、ISAとIESBA倫理規程の関係性が分かりづらい、ISA230「監査調書」に含まれる要求事項との関連付けを明確にする必要があるとのコメントがあった。そこで、議論の結果、以下のようにすることとなった。

- 要求事項において、ISA230第8項の表現と整合する形で、以下について監査調書に記載することを要求する。
 - ▶ 識別された違法行為又はその疑い
 - ▶ 実施した監査手続、職業的専門家としての重要な判断及びその結論
 - ▶ 違法行為に関連する重要な事項についての経営者、統治責任者及びその他の者との協議(経営者及び該当する場合統治責任者がどのように対応したかを含む。)
- 適用指針において、職業倫理に関する規定においても、識別された違法行為又はその疑いに関する文書化の追加の要求事項が含まれている場合があることを説明する。

(3) グループ監査

IESBA倫理規程(案)¹には、ISAに含まれていないグループ監査に関連する規定が含まれている。これに対して、メンバーの1人から、ISA600「グループ監査」が、将来、改訂されるまでの間、IESBA倫理規程とISAとの間にギャップ

が生じることは望ましくないため、現時点でISA600にも適合修正を加える、又は、ISA600が改訂されるまでの間、一時的にISA250に要求事項を追加し、グループ監査に関しては、IESBA倫理規程に追加の責任が規定されている旨を監査人に注意喚起すべきではないかとのコメントがあった。

これに対して、メンバーの大半は、現時点でISA600の適合修正を行うこと又はISA250に追加の要求事項を設定することには賛同しなかった。これは、ISA600の改訂プロジェクトが開始されており、現時点でISA600に部分的な修正を加えるのは適切でないこと、また、IESBA倫理規程とISAは目的が異なるため、IESBA倫理規程にはグループ監査以外にもISAには含まれていない要求事項が含まれているにもかかわらず、グループ監査に関してのみISAに追加の要求事項を設定することは適切ではない等の理由による。

議論の結果、ISA250の序説(第9項)において、法令又は職業倫理に関する規定は、監査人に対し違法行為に関してISAと異なる又は追加の責任を定めている場合があること、その具体例として、以下の②にグループ監査の場合のコミュニケーションを示すこととなった。

- ① 識別した違法行為又はその疑いに対する監査人の対応(経営者及び統治責任者とのコミュニケーション、経営者及び統治責任者による対応の評価及び追加的アクション(further action)を講じることが必要かどうかの判断を含む。)
 - ② 識別した違法行為又はその疑いに関する他の監査人とのコミュニケーション(例えば、グループ監査)
 - ③ 識別した違法行為又はその疑いに関する文書化の要求事項
- さらに、上記②に関連した適用指針を

設け、IESBA倫理規程において、グループ内における他の監査人とのコミュニケーションに関する規定(グループ監査責任者、構成単位の監査人、グループ財務諸表の監査以外の目的で構成単位の財務情報に対する作業を実施する他の監査人に対する規定を含む。)が扱われていることを説明することとなった。

その結果、ISA250の改訂に関しては、出席ボードメンバー18名のうち16名の賛成(2名は棄権)、また、関連する適合修正に関しては、出席ボードメンバー18名のうち15名の賛成(2名は棄権、1名は反対)により、基準の改訂が承認された。ISA250の改訂及び関連する適合修正に対して棄権票を投じたメンバー2名は、その理由として、IESBAとの連携が不十分であり、プロジェクトの早期の段階からIESBAとより連携していれば、議論の結果は異なった可能性があると考えたことを挙げた。また、関連する適合修正に対して反対票を投じたメンバー1名は、ISA600に対して適合修正を行わないことはミスリーディングと考えることを理由に挙げた。

改訂基準は、今後、公益監視委員会(PIOB)での審議を経て公表され、2017年12月15日以降開始する事業年度に係る監査から適用となる予定である。

2 公開草案に向けた検討— ISA540

IAASBは、ISA540「会計上の見積りの監査」の改訂に係るプロジェクトを実施中である。プロジェクトでは、国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」(2014年7月公表)に関する論点だけでなく、他の論点も含めた全面的な改訂を行うこととされ、2016年12月会議において、公開草案の公表の承認を行うことが予定されている。今回の会議では、ISA540の改訂に係る公開草案の策定

のための第2回目の議論が行われ、各論点について、タスクフォースから部分的な改訂案が示された。議論された点は主に以下のとおりである。

(1) 複雑でない会計上の見積りに対するISA540の適用 (scalability)の問題

前回会議において、ISA540の適用対象については、現状どおり、すべての会計上の見積りを対象とすることで暫定合意があった。これを受けて、タスクフォースから、ISA540の序説に記述を設け、ISA540はすべての会計上の見積りに対して適用となるが、見積りの不確実性及び複雑性が低い会計上の見積りの場合、見積りの不確実性及び複雑性が高い会計上の見積りに関する適用指針は関連しない場合があることを説明することが提案された。

これに対して、メンバーからは、今回、タスクフォースから提示された改訂ドラフトの全体を見ると、金融機関等有する複雑な会計上の見積りに関連する部分が多く、上記の適用指針を設けたとしても、すべての会計上の見積りに対して適用可能かどうか懸念がある等の意見があった。

(2) 定義

タスクフォースから、現行の定義の見直し及び新たな用語(仮定、データ、モデル等)の定義を設けることが提案された。メンバーからは、定義の内容が、一部、過度にテクニカルであり、よりシンプルにした上で、適用指針で説明を設けてはどうかという意見があった。また、要求事項や関連する適用指針の議論を受けて、定義は再度見直す必要がある等の意見があった。

(3) リスク評価

タスクフォースから、主に以下の要求事項の強化及び関連する適用指針の内容の追加が提案された。

- ・ リスク評価手続：会計上の見積りの

性質、モデル及びデータ、内部統制の理解の重要性を強調すること

- ・ 重要な虚偽表示リスクの識別と評価：現行の適用指針に記載されている考慮要因を要求事項に記載すること

これに対し、メンバーからは、要求事項を強化するという基本的な方向性には同意があったが、要求事項の構成や適用指針の内容等については様々な意見が出された。

IAASBは、2016年7月26日の電話会議で議論を行い、2016年9月の会議において、タスクフォースから公開草案の第1次ドラフトが提示される予定である。

3 ディスカッション・ペーパーの検討—統合報告

IAASBは、2014年9月に統合報告作業グループを立ち上げ、統合報告を含めた外部報告の進化やそれに関連した保証業務へのニーズに関して情報収集活動を行っている。IAASBの今後の関連する活動(関連する国際基準の策定の必要性及び策定する場合におけるその時期等を含む。)について広く意見募集するため、ディスカッション・ペーパーを公表する予定としている。今回の会議では、作業グループから、ディスカッション・ペーパーの第2次ドラフトが提示された。ディスカッション・ペーパーのドラフトは、主に以下の構成となっている。

- ・ これまでに作業グループが行ったアウトリーチ活動等の結果の要約
- ・ 情報の信頼性に影響する要因、現在行われている業務の概要
- ・ 保証業務を行う際における主な課題
- ・ 質問項目

メンバーからは、ドラフトが約50頁と長いことから、一部削除するテクニカルな部分は付録とする等により本文を短くしてはどうかとの意見が出された。今後、作業

グループで検討、作業を行った上で、ディスカッション・ペーパーを公表することになった²。

4 その他

今回の会議では、上記のほか、主に以下に関する報告や議論が行われた。

- ・ 職業的懐疑心：作業グループによる、ISA540において職業的懐疑心の適用を強調するための提言及び今後の作業グループの活動についての議論
- ・ ISA315：ISA315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」の改訂プロジェクトで扱う論点についての議論
- ・ データ分析：作業グループからの公表物「監査におけるテクノロジーの利用の増加に関するIAASBの検討」のドラフトに関する議論
- ・ 合意された手続：国際関連サービス基準(ISRS)4400「財務情報に関する合意された手続の実施契約」の改訂プロジェクトに関するディスカッション・ペーパーのドラフトに関する議論
- ・ IAASBの2017年から2018年の作業計画：作業計画策定のための調査票のドラフトについての議論

<注>

- 1 IESBAは、2016年4月の電話会議でIESBA倫理規程を最終承認し、2016年7月に公表している。
- 2 ディスカッション・ペーパー(Supporting Credibility and Trust in Emerging Forms of External Reporting: Ten Key Challenges for Assurance Engagements)は、2016年8月に公表されている(コメント期限:2016年12月15日)。